

相生 警察署の速度取締指針 (令和6年7月~12月)

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。
 ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**
 ※ 規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道2号	6:00~18:00	50km/h、60km/h
国道250号	6:00~18:00	40km/h、50km/h

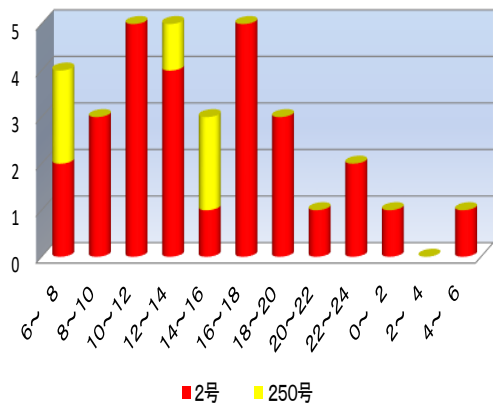
各路線選定の理由

- 国道2号 …… 交通事故発生件数が多いため
- 国道250号 …… 道路交通環境から交通事故の危険性が高いため

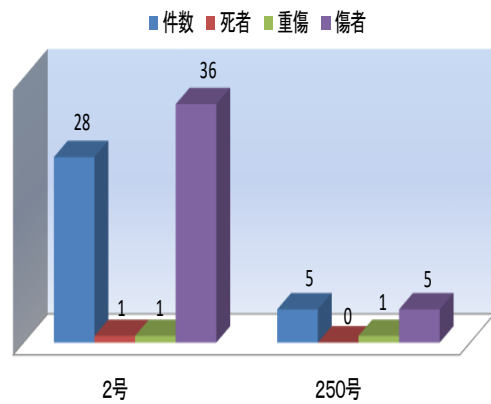
相生 警察署管内における交通実態等

- **令和5年中の交通事故発生状況**
 - ・ 人身事故が95件発生し、死者は1人、傷者は114人となっています。
 - ・ 重点路線では、人身事故が28件、死者1人、傷者が36人となっています。
- **過去3年間 (R3年~R5年) 下半期における重点路線での発生状況 (下図参照)**
 人身事故が33件、死者は1人、重傷2人、傷者41人となっています。

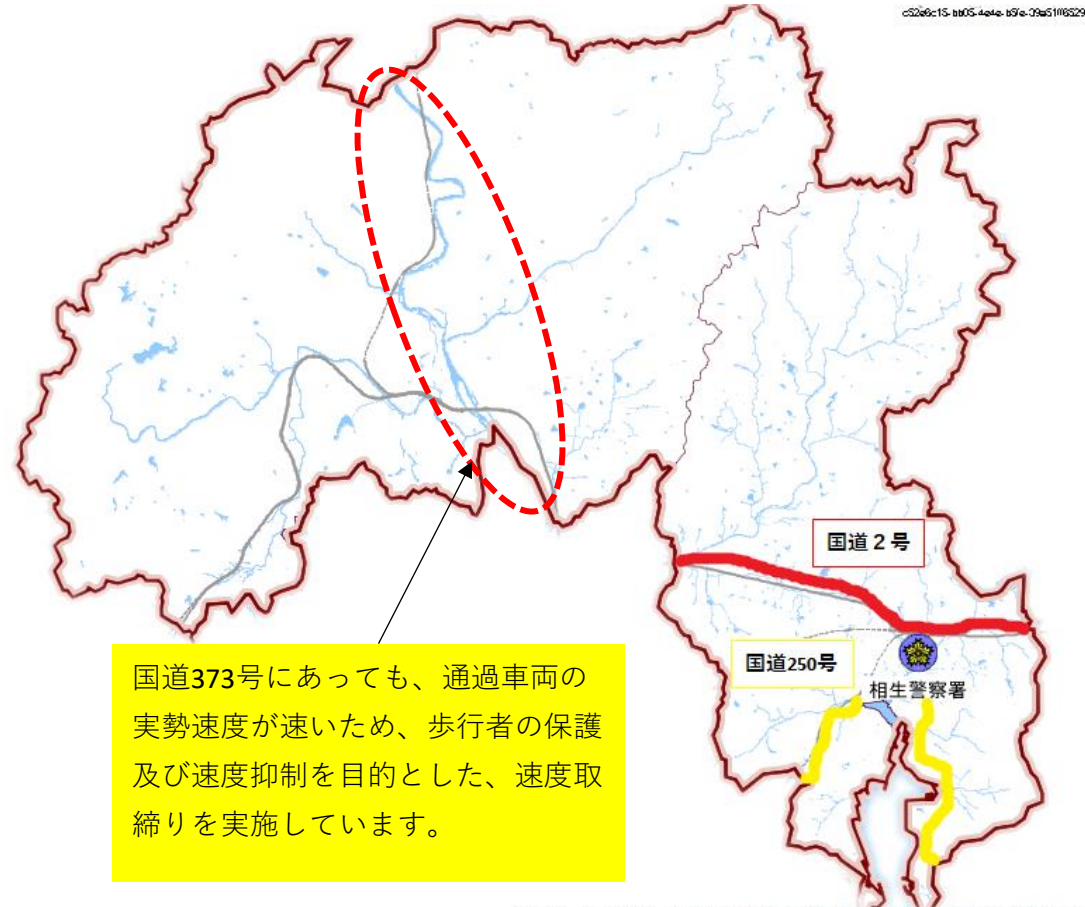
主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



相生 警察署管内



国道373号にあっても、通過車両の実勢速度が速いため、歩行者の保護及び速度抑制を目的とした、速度取締りを実施しています。

「この地図は、国土院の地図データ、国土地理院の地図データをもとに作成したものである。[地図番号: 相433年1]」